

高山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 手当の新設

- (1) 手当の名称 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当
- (2) 支給対象職員 本市に派遣された他の地方公共団体等の職員
- (3) 手 当 の 額 高山市職員の給与の支給に関する規則第31条の2に規定する「災害派遣手当」及び「武力攻撃災害等派遣手当」と同額

(参考) 高山市職員の給与の支給に関する規則第31条の2

滞在期間	施設の利用区分	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間		3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間		3,970円	5,870円
60日を超える期間		3,970円	5,140円

※「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法第2条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。